

豊情個審答申第81号
令和7年(2025年)3月4日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩野 隆史

豊中市情報公開条例に基づく行政文書開示決定及び行政文書不
存在による不開示決定の取消請求に係る取扱いについて（答申）

令和5年（2023年）12月22日付け諮問第74号により諮問を受けた豊中
市情報公開条例に基づく行政文書開示決定及び行政文書不存在による不開示決
定の取消請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「令和３年度の款「衛生費」項「保健衛生費」目「感染症予防費」に属する細事業「新型コロナウイルス感染症対策事業」の予算内示書と細事業内の節および節の細区分がわかるもの一式」に関する行政文書の全部開示決定、「目節流用書一式 伝票番号：０３－０００１４４他４１件」に関する行政文書の全部開示決定及び「令和３年度「新型コロナウイルス感染症対策事業」に関わる予算流用命令書一式のうち、別紙「令和３年度 不存在目節流用書一覧（新型コロナウイルス感染症対策事業）」の行政文書不存在による不開示決定は妥当である。

第二 審査請求の経過

１ 開示請求

審査請求人は、令和５年９月１９日、豊中市情報公開条例（平成１３年豊中市条例第２８号。以下「条例」という。）第６条第１項の規定に基づき、行政文書の名称又は内容を「・令和３年度の款「衛生費」項「保健衛生費」目「感染症予防費」に属する細事業「新型コロナウイルス感染症対策事業」の予算内示書と細事業内の節および節の細区分がわかるもの一式」（以下「本件開示請求１」という。）及び「・「新型コロナウイルス感染症対策事業」に関わる予算流用命令書一式」（以下「本件開示請求２」という。）とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２ 実施機関の決定

条例第２条第１号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）は、同年１０月３日、本件開示請求１に係る行政文書を「令和３年度の款「衛生費」項「保健衛生費」目「感染症予防費」に属する細事業「新型コロナウイルス感染症対策事業」の予算内示書と細事業内の節および節の細区分がわかるもの一式」と特定し、行政文書全部開示決定（以下「本件処分１」という。）を、本件開示請求２に係る行政文書の一部を「目節流用書一式 伝票番号：０３－０００１４４他４１件」と特定し、行政文書全部開示決定（以下「本件処分２」という。）を、本件開示請求２に係る本件処分２を除く行政文書については、「開示請求に係る別紙「令和３年度 不存在目節流用書一覧（新型コロナウイルス感染症対策事業）」の行政文書は、既に廃棄しているため保有しておりません。」との理由を付して、行政文書不存在による不開示決定（以下「本件処分３」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、同年１１月１４日、本件処分１、本件処分２及び本件処分３並びにそれらの処分に対する問い合わせへの対応等を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）の定めるところにより、同法第９条第１項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

４ 審査会への諮問

審査庁は、同年１２月２２日、条例第１８条第１項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

- 1 開示請求内容を満たした行政文書を開示する事を求める。（巨額の流用申請書類が廃棄されており、情報開示もしくは提供及び説明を求める。）
- 2 開示請求に対する開示結果通知が複数に分離した場合、それらの開示結果の総合は、開示請求と対応することを示す一文もしくは対照表をつけることを求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書、反論書、再反論書及び口頭意見陳述の内容をまとめると次のとおりである。

- 1 審査請求人が開示請求で求めた行政文書が開示されず、関連性の低い行政文書ばかりを実施機関は開示している。開示請求内容を満たした行政文書を開示していない。
- 2 昨年、予算についての開示請求をした際は、財政課が担当課となって当初予算と補正予算の内示書が開示されたが、本件開示請求１では、開示請求日の前日に、財政課に問い合わせをした上で、当初予算内示書と補正予算内示書の開示を求めたが、健康危機対策課が担当課となり、請求した文書のうちの当初予算内示書しか開示されず、不作為であると同時に遅延行為である。
- 3 細事業「新型コロナウイルス感染症対策事業」の予算内示書、予算流用命令書の開示を求めたが、そのうちのコロナ配食サービスについて、廃棄されたとする予算流用書の金額と予算を合わせても、配食サービスで支出された金額とは数千万円の違いがある。少なくとも、コロナ配食事業では３億２千万円の流用決裁書が存在するはずが、一切なく、行政文書不存在による不開示決定通知書により示された分の金額は２億６千万円であり、６千万円の齟齬がある。流用決裁の不存在は、一部しか通知されていない。
- 4 行政文書不存在とした文書の当時の担当者等、流用した予算の実際の用途等を明らかにすべきである。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書、再弁明書及び口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 予算内示書について、開示請求書に「当初予算」か「補正予算」かの指定がなかったことから、実施機関である健康危機対策課で対応可能な「当初予算」の予算内示書のみ開示したところであるが、審査請求人は「補正予算」の予算内示書も必要であったとのことから、後日、審査請求人との調整の上で、財政課より追加で情報提供したものである。
- 2 令和３年度の日節流用書については、豊中市行政文書管理規則（平成１３年豊中市規則第

76号)第39条に基づき5年保存とすべきところ、令和5年8月に保存年限を満了した文書を同規則第44条に基づき廃棄処理を行っていた際、当該処理を行う中で保存年限の認識誤りにより、同年9月15日付の審査請求人から請求があった文書も併せて廃棄したものである。

なお、廃棄済みの文書については、業務システムにより内容の特定が可能であり、その流用内容についても、記録されている内容についての情報提供が可能であったことから、その旨を請求人に連絡するとともに、本件開示請求における決定通知書を渡すと同時に、参考として情報提供したものである。

- 3 本件開示請求の対象文書で市が保有する行政文書は、開示した文書が全てであり、不存在の文書についても、審査請求人に一覧表で提供した文書が全てである。

なお、審査請求人は、予算額について、細節内の「配食サービス委託料」という事業の積算基礎を累計している。積算基礎の額は、当該事業を実施する上での支出見込みの見積もりではあるが、結果として、その額を超える支出があったとしても、細節委託料の総額の範囲内であれば、流用を要せずに支払いが可能であることから、積算基礎の累計と支出金額は、必ずしも一致しないものである。

- 4 それ以外の審査請求人の事務運用等に対する意見、要望等については、法に定める「処分」や「不作為」には該当しない主張であり、本件処分の開示・不開示に影響を与えるものではない。

第六 審査会の判断

- 1 本件行政文書について

本件処分1により開示した行政文書は、令和3年度における実施機関の新型コロナウイルス感染症対策事業の各細々節の予算内示額等が記載された当初予算内示書である。本件処分2により開示した行政文書は、予算の金額を流用するに当たり作成された流用金額等が記載された目節流用書である。

- 2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。条例第2条第2号では、行政文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。また、条例第3条では、「実施機関は、(中略)市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重しなければならない」と規定している。

- 3 本件開示請求における行政文書の特定について

- (1) 本件開示請求1について

実施機関に対して条例に基づく行政文書の開示請求を行うに当たっては、開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載する

必要がある（条例第6条第1項第2号）。開示請求対象となる文書がいかなる文書であるかを明らかにすることは、開示請求を受けた実施機関が開示請求対象文書を検索して特定し、不開示事由の有無を判断して開示の範囲等を決定するための不可欠の前提となるものであることから、上記事項については、実施機関の職員において当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載がされることが必要というべきである。

本件開示請求1における請求書には、「細事業『新型コロナウイルス感染症対策事業』の予算内示書」との記載があることから、実施機関内部で予算内示行為のあった当初予算内示書を請求対象文書として特定し、本件処分1を行った。審査請求人は、補正予算内示書も含め開示されるべきであったと主張するが、請求書記載の文書と補正予算内示書とは別の行政文書であるから、直ちにそれを開示すべきとする理由は見当たらず、請求対象文書として特定したことに違法又は不当な点はみられない。

なお、実施機関は、本件処分1を行った後、審査請求人から補正予算内示書の開示も求めている旨の問い合わせを受けて、当該補正予算内示書の情報提供を行った事実が認められるのであって、この点において審査請求人が開示を求めている文書は取得されているものと認められる。

（2） 本件開示請求2について

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症対策事業におけるコロナ配食サービスについて、廃棄されたとする予算流用書の金額と予算を合わせても、配食サービスで支出された金額とは数千万円の違いがあることから、流用決裁書が一部しか開示されておらず、他にも予算流用に関する行政文書が存在する旨を主張している。

しかし、実施機関は、本件開示請求2の記載から、予算を流用する際に使用する「目節流用書」を請求対象文書として特定し、本件処分2及び本件処分3を行っていることから、実施機関の文書特定に不自然な点は認められない。

また、審査請求人の主張を前提に予算流用書の金額や予算内示書等の内容を精査しても、予算流用書の一部が開示されていないとか、本件に関連して他が開示されていない文書が存在するなどの事実を窺わせるに足りる事情も認められない。

よって、開示決定を行った行政文書以外に対象となる行政文書を保有していないという実施機関の主張は妥当である。

4 結論

よって、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

令和7年（2025年）3月4日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 野 隆 史

委 員 前 田 雅 子

委 員 中 園 江里人

委 員 宮 下 幾久子